

三 カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査に関する事務の総括に関すること。
四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二百三十四条第一項の費用（第十三条第五号において「審査費用」という。）の算定に関すること。
五 監督調査部の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
六 法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（規制監督課の所掌事務）

第十二条 規制監督課は、次に掲げる事務（第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、総務企画部並びに監督総括課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 カジノ事業の監督に関すること。
- 二 カジノ施設供用事業の監督に関すること。
- 三 カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。
- 四 カジノ施設の適正な利用に関すること（総務企画部の所掌に属するものを除く。）。

第十三条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督事務のうち財務に関するものに関すること。
- 二 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の徴収に関すること。
- 三 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徴収に関すること。
- 四 法第二百三十三条第一項の手数料の徴収に関すること。
- 五 審査費用の徴収に関すること。

附則

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十六号

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部の施行に伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第三号、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十一条の九第一項、第六十六条の三第二項第二号及び第六十六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「個人情報保護委員会委員長及び委員」を「個人情報保護委員会委員長及び委員」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「二四、三七一人」を「二四、四六一人」に改め、同表財務省の項中「七二、一五七一人」を「七二、一五四人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、八四八一人」を「三一、八四七一人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、七六七一人」を「二〇、七六三人」に改め、同表経済産業省の項中「七、九九〇一人」を「七、九八九一人」に改め、同表国土交通省の項中「五八、四九六一人」を「五八、四九三人」に改め、同表合計の項中「二九八、五五五人」を「二九八、六三三人」に改め、同表第二項の表公正取引委員会の項中「八四〇一人」を「八三九一人」に改め、同表国家公安委員会の項中「七、九七五人」を「七、九七二人」に「二、二〇〇一人」を「二、二〇七一人」に改め、同表個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

カジノ管理委員会

九五五 事務局の職員の数とする。

第一条第二項の表金融庁の項中「二、六〇八人」を「二、六〇七人」に改める。

第三条 国家公務員倫理規程の一部改正

第六条第一項第一号中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を加える。

第四条 職員の退職管理に関する政令の一部改正

第十三条第一項第五号中「第六十三条第一項に規定する」の下に「部長及び」を加える。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「個人情報保護委員会に置かれる事務局」を「個人情報保護委員会に置かれる事務局」に改める。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第五条 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 カジノ管理委員会委員長

附則

この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗

省

令

○農林水産省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二十四日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

改正前

(輸入場所の指定)

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、

第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物を携帯して輸入する場合に限る。

一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四

(輸入場所の指定)

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、

第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物を携帯して輸入する場合に限る。

一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四

国土交通省令第四十一号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令

令和元年十月二十四日

国土交通省定員規則(平成十三年国土交通省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第一条 (本省及び各外局別の定員)

区分	定員	備	考
本省	三八、八七七人		
観光庁	二一九人		
気象庁	五、〇三九人		
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。	
海上保安庁	一四、一七八人		
合計	五八、四九三人		

第一条 (本省及び各外局別の定員)

区分	定員	備	考
本省	三八、八八〇人		
観光庁	二一九人		
気象庁	五、〇三九人		
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。	
海上保安庁	一四、一七八人		
合計	五八、四九六人		

この省令は、公布の日から施行する。

附則

日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港

日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港

国土交通大臣 赤羽 一嘉

附則
この省令は、令和二年一月七日から施行する。